

(契印省略)

東通環第64号
平成26年4月16日

公益社団法人宮城県トラック協会
広報ご担当者様

総務省 東北総合通信局長



平成26年度電波利用環境保護周知啓発強化期間に関する記事掲載について（依頼）

拝啓 陽春の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より情報通信行政に対して深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年における電波利用は、消防・救急、鉄道・航空、警察無線等、国民の生命・財産の保全に直結する通信手段のみならず、テレビや携帯電話に代表されるように生活に欠かせない重要なものとなっています。

総務省では、良好な電波利用環境を保護するため、利用者・国民の意識向上を図ることを目的に様々な広報活動を行い、その一環として、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、新聞等での広告のほか、公共の場所におけるポスター掲示等を実施しています。

つきましては、本趣旨をご理解いただきまして、別紙1及び2を参考に貴団体が発行されている広報誌（紙）等へ記事掲載のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、後日、当局から同趣旨のポスターを送付させていただく予定でおります。その際は、ポスター掲示についてもご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、広報誌（紙）等に掲載していただいた場合には、恐れ入りますが下記担当あてにご連絡いただければ幸甚に存じます。

敬具

連絡先

東北総合通信局 電波利用環境課

担当 長内、後藤

Tel 022-221-0677 Fax 022-221-6318

e-mail : kankyou-toh@ml.soumu.go.jp



総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は、ルールを守って正しく使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは 総務省東北総合通信局
相談窓口 022-221-0641まで

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

不法電波は人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは 総務省東北総合通信局
相談窓口 022-221-0641まで

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。

不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や、人命の安全を脅かします。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは 総務省東北総合通信局
相談窓口 022-221-0641まで

別紙2

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は、ルールを守って正しく使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23
総務省 東北総合通信局 相談窓口
TEL 022-221-0641
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>



デンパ君

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

不法電波は人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23
総務省 東北総合通信局 相談窓口
TEL 022-221-0641
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>



デンパ君

<参考>

当該記事の電子データが必要な場合は、ご連絡いただければメールにてお送りします。